

四日市市教委告示 4 号

四日市市私立外国人学校教育補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 0 日

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市私立外国人学校教育補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市私立外国人学校教育補助金交付要綱（平成 2 6 年教育委員会告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和 1 0 年 3 月 3 1 日</u> <u>限り、</u> その効力を失う。	附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> <u>限り、</u> その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

(教育委員会教育総務課)